

まん延防止等重点措置の主な取組み

令和4年1月19日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

対策の期間	令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで	
区域	千葉県全域	
県民の皆様へ	外出について	<ul style="list-style-type: none"> ● 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
	飲食について	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証店・確認店の利用を ● 21時以降は、飲食店に出入りしない ● 飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以内で <ul style="list-style-type: none"> ※ 結婚披露宴は参加者全員の陰性証明により5人以上でも可 ● 会話をする際は、必ずマスク着用 ● 箸やコップは使いまわさない、手指消毒を徹底 ● 自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守る
	検査について	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染不安を抱える無症状の方を対象とした無料検査事業については、当面の間、実施
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一グループ・同一テーブル4人以内で <ul style="list-style-type: none"> ※ 結婚披露宴は参加者全員の陰性証明により5人以上でも可 ● 営業時間は、認証店・確認店は21時まで、それ以外は20時まで ● 認証店・確認店以外は、酒類提供を停止 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守 ● 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進 ● 大規模な集客施設は、イベントと同様の人数制限を要請 ● 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者における業務の継続 ● 業務継続計画の策定や点検、見直し 	
イベント主催者等	<p>① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限：2万人まで</p> <p>② ①以外の場合 収容率：100%（大声※2なし）又は50%（大声あり） かつ 人数上限：5,000人</p> <p>※ ワクチン・検査パッケージ制度、対象者全員検査での制限緩和は行わない</p>	

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金等について (1月21日以降の時間短縮等分)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月21日から2月13日までの期間、県内全域にまん延防止等重点措置が適用されることとなり、県内の飲食店に対して、営業時間短縮等の要請を行うこととしました。

これに伴い、要請に御協力いただいた「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」(以下、「認証店」という)及び「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」(以下、「確認店」という)に対し、協力金を支給します。

なお、協力金の申請手続きの詳細については後日お知らせします。

I 飲食店に対する感染拡大防止対策協力金

1 支給対象

原則として、令和4年1月21日から2月13日までの全期間、要請に御協力いただいた県内の飲食店(食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること)

2 主な支給要件及び支給額

(1) 主な支給要件

- ア 21時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- イ 同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること(ただし、乳幼児、介助者などやむを得ない場合を除く)。
同一グループ・同一テーブルは原則4人以内である旨を店舗入口及び店内に掲示し、利用者に周知すること。
※ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。
- ウ 以下の感染防止対策を全て実施している認証店又は確認店であること。
 - ・換気の徹底
 - ・アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)
 - ・手指消毒の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の推奨
- エ 令和3年10月25日から協力開始日の前日までの間、21時から翌朝5時までの間に営業時間を設け、営業していること(当該期間において全て休業するなど、営業実態がないと判断される場合は対象外とする)。

※ 認証店又は確認店になっていない場合でも、1月26日までに認証店又は確認店となった場合は、その日から支給対象となりますので、感染防止対策を講じたうえで、県の認証又は確認を受けるようにしてください。

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×24日分

1月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、1月26日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から2月13日までの日数分を支給します。

【中小企業又は個人事業主】

令和3年、令和2年又は平成31年（令和元年）の1日あたりの売上高（※1）

8万3,333円以下の店舗 2.5万円

8万3,333円超～25万円の店舗 1日あたりの売上高×0.3

25万円超の店舗 7.5万円

1店舗あたり60万円から180万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業、個人事業主も選択可能

令和3年、令和2年又は平成31年（令和元年）からの

1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4

（上限額は、20万円、又は、令和3年、令和2年又は平成31年（令和元年）の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額）

1店舗あたり最大480万円（全期間御協力いただいた場合）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和3年又は平成31年1、2月の飲食部門の売上高の合計額÷59日

又は 令和2年1、2月の飲食部門の売上高の合計額÷60日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

（令和3年、令和2年又は平成31年1、2月の売上高の合計額（1月21日～2月13日分）

－ 令和4年1、2月の売上高（1月21日～2月13日分）の合計額）÷24日

※上記計算方法のほか、以下の方法で申請いただくことも可能です。

令和4年1、2月の飲食部門の売上高の合計額が1か月分確定してから申請する場合

（令和3年又は平成31年1、2月の売上高の合計額－ 令和4年1、2月の売上高の合計額）÷59日

又は [(令和2年1、2月の売上高の合計額) ÷60日] － [(令和4年1、2月の売上高の合計額) ÷59日]

※3 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。

※4 開店1年未満の店舗等については、売上高の計算方法の特例がありますので、後日発表する申請要領で御確認ください。

※5 協力金の申請時に休業又は営業時間の短縮や、感染防止対策を実施していたことが確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度や県のホームページ等を参考に、記録をお願いします。

※6 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

3 所要額について

230億円

※ 財源は全額国庫支出金

※ 既定予算により対応

Ⅱ 飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業

1 概要

感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店等に対する現地調査について、引き続き実施するとともに、時短営業等の要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を行います。

[調査対象] 県内全域の飲食店

[調査期間] 令和4年1月21日～令和4年2月13日

[調査項目例]

- ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類提供制限の遵守
- ・時短営業の遵守 など

2 所要額について

4億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 2月議会に補正予算案を提案します。

Ⅲ 問合せ先

1 協力金について

今回の要請に係る専用のコールセンターは2月上旬に設置します。

※過去の要請（第1弾～第14弾）については以下にお問合せください。

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894

【受付時間】 9時から18時まで（土・日・祝含む）

2 認証店について

千葉県飲食店認証事務局

【電話番号】 043-307-9003

【受付時間】 10時から18時まで（土・日・祝除く）

3 現地調査事業及び確認店について

コールセンター

【電話番号】 047-703-7127（習志野市、松戸市、浦安市、市川市、船橋市、成田市、柏市、鎌ヶ谷市、八千代市、印西市、白井市、我孫子市、野田市、流山市）

043-239-6236（上記以外の市町村）

【受付時間】 11時から20時まで（土・日・祝含む）